

太田市教育大綱

令和3年1月

太田市

教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地方教育行政法」という。）」第1条の3に規定されたもので、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、地方教育行政法第1条の4第1項に基づいて市長と教育委員とで行われる「総合教育会議」を経て、市長が教育施策の基本方針を定めるものです。

大綱の期間

第2次太田市総合計画後期行動計画との整合性を図るため、令和3～6年度までの4ヶ年とします。

基本理念

太田市教育大綱では、第2次太田市総合計画に掲げられた基本理念の一つである「教育文化の向上」を推進するため、高い知性、豊かな情操と徳性、優れた創造性とたくましい意志を備えた、心身ともに健康で規律ある人間の育成、さらには歴史や伝統を守り、文化が育まれるまちづくりを目指します。

《基本方針》

「基本理念」の実現を目指し、5つの基本方針を掲げ、具体的な取組を推進します。

1 教育行政の推進

太田市教育大綱をもとに、取り組むべき施策や目標を具体的に示し、その成果を検証するための指標を示した太田市教育行政方針を毎年作成します。

また、教育現場や地域の現状・諸課題の把握に努め、事務管理及び執行状況の点検・評価を自ら行い、学識経験者の知見を活用して公表します。

さらに、奨学金制度、就学援助制度及び子育て支援制度の充実を図り、経済的に困窮する学生や家庭を支援し、有用な人材の育成に努めます。

2 義務教育の推進

学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の確実な実施に努め、充実した授業実践等により児童生徒に確かな学力が定着するよう、教職員の指導力向上と併せて授業中のきめ細かな指導・支援に努めます。また、心の教育、健康教育、安全教育、情報教育等を推進し、バランスのとれた「生きる力」の育成に積極的に取り組みます。

また、安全・安心で快適な教育環境の充実を図るため、施設の耐震性の確保と長寿命化、学習形態の多様化に対応した施設の整備を推進するほか、児童生徒の健康を守る対策と安定した学校給食運営に努めます。

3 高校教育の充実

地域に根差した特色ある学校づくりに取り組み、生徒の安全・安心を第一に考え、高い学力や専門知識の習得に努め、生徒一人ひとりの進路実現を目指すとともに、教育環境充実のため、施設の整備に取り組みます。

また、地元企業・大学と連携したグローバル※人材育成事業をさらに推進し、本市企業への就職率の向上とUターン推進を目指します。

※グローバル(Global)とローカル(Local)を掛け合わせた造語で、「地球規模の視野で考え、地域視点で行動する(Think globally,act locally)」という考え方です。

4 青少年の健全育成

青少年の体験・交流活動及びボランティア等の社会参加活動の充実を図り、健全な育成に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、安全・安心な地域づくりと非行防止に努めます。

また、青少年教育施設の適切な管理運営及び利用促進を図ります。

5 文化財の保護活用

豊富な文化財や伝統文化を活かした地域づくりを推進するため、市内各地に残る文化財等を積極的に活用するとともに、資料館や記念館等を教育普及事業の拠点施設として、適切な管理運営及び充実に努めます。

